

# 野庭すすかけ小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日策定(令和5年4月1日改訂)

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ①いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ②いじめ防止等に向けての基本理念

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

- ・学校として以下の目標に向かって教育活動を展開する。

**学校教育目標**      **のびやかに ばらんすよく 生きる力を育てます**

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ・相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ・教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- ・学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ① 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭、特別支援コーディネーターを主として構成する。必要に応じて、心理や福祉等の専門家(学校カウンセラー・SSW)の参加を求める。

### ② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。
- ・いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ③ 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものである。

#### ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

#### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCAサイクルの実行を含む。)

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### ①いじめの未然防止

- ・児童一人ひとりが自分や他の人のよさを認め合い、誰もが安心して豊かに生活できる環境をつくる。
- ・児童が望ましい規範意識をもち、豊かな人間関係をつくれるよう、児童に寄り添った丁寧な指導を行う。
- ・あらゆる教育活動を通して、児童一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを自覚し、生命を大切にしている心情を育む。
- ・野庭すずかけスタジアムの徹底を図る。
- ・挨拶、ていねいな言葉遣いの日常化に取り組む。
- ・友達への悪口や差別的な言動は絶対に許さないという風土をつくる。
- ・わかる楽しさを味わえるような授業の工夫をし、児童が意欲をもって学習に取り組めるようにする。ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりをする。
- ・ふれあい活動をはじめとして、さまざまな活動から児童の自己有用感を育む。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した体験活動の充実を図る。

#### ②いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり、情報共有の推進を行う。
- ・定期的なアンケート（年2回）・全市一斉アンケート（年2回）を実施する。
- ・定期的な教育相談を実施する。
- ・個人面談（年2回）や地域訪問の際の希望者の面談を通じて、保護者と情報を共有し、連携を図る。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラルの推進を行う。
- ・地域、関係機関と連携し、情報交換を行う。

#### ③いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録を行う。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。
- ・保護者と協力し、事案に対応する。
- ・児童相談所、警察、少年相談保護センター等の外部機関と連携を図っていく。

#### ④いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- (2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

#### ⑤教職員等への研修

- ・児童理解研修を推進する。
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実を図る。
- ・教職員全体で児童の情報を共有し、対応について共通理解を図る。

## ⑥地域とのかかわり

- ・小中一貫教育を推進し、小中連絡会やブロック専任会で情報交換を行う。
- ・年2回の『まち』と歩む懇話会で地域の方々と地域での子どもたちの情報交換を行う。

## ⑦取組の年間計画

- 4月 職員研修（教職員向けいじめ防止マニュアルの共有、理解）  
授業参観、懇談会  
地域訪問
- 5月 港南区地域振興課による防犯寺子屋（低学年対象）  
全市アンケート（記名式）  
「まち」とともに歩む学校づくり懇話会①（学校の現状について説明・情報共有）
- 6月 県警少年相談保護センターによる防犯教室（高学年対象）  
生活実態アンケート・いじめ実態調査①  
土曜参観
- 7月 授業参観、懇談会 中学校ブロック横浜子ども会議
- 8月 横浜子ども会議区交流会
- 9月 個人面談①
- 10月 生活実態アンケート・いじめ実態調査②
- 12月 「いじめ解決一斉キャンペーン」の取組  
全市アンケート（無記名）  
人権週間（各学級でめあてを決める、児童の主体的な取組、振り返り）  
個人面談②
- 1月 授業参観、懇談会  
学校評価アンケート
- 2月 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会②（学校の現状について説明・情報共有）

## 4 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。